

(様式3-2)

保護者各位

山梨県立高等支援学校桃花台学園  
学 校 長

### 学校感染症による出席停止について（通知）

インフルエンザもしくは新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、出席停止といたします。医師と相談の上、適切な処置をとられますよう通知いたします。

治癒後の登校の際には、「治癒申出書」を学校に提出していただくことで、必ずしも医師による証明は必要ありません。診断時に医師に指示されたことと併せて、裏面の「出席停止期間のめやす」を参考に「治癒申出書」にご記入いただき、該当の感染症に罹患したことが確認できるもの（薬の説明書などのコピー、検査キット陽性の写真等）を添付していただけますようお願いいたします。不明な点は、随時、お問い合わせください。

### 治 癒 申 出 書

高等支援学校桃花台学園 校長殿

生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

次のとおり疾病が治癒しましたので、登校可能であることを申出いたします。

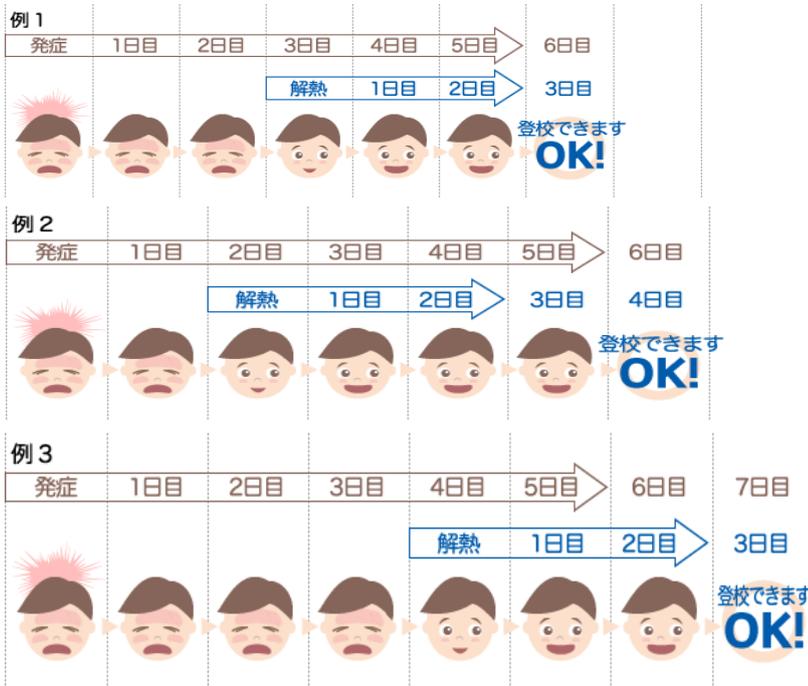
疾病名 (いずれかに○をつけてください)	インフルエンザ ( ) 型 ・ 新型コロナウイルス感染症 ※型は分かれば、記入してください
発症日 (発熱などの症状が現れた日)	月 日
診断を受けた医療機関名	
診断日	月 日
欠席期間	月 日 から 月 日まで
記載日	月 日

## インフルエンザの出席停止期間のめやす

発症後、登校可能になるには次の2つの条件を両方、満たさないとならない。

- ①発症後5日が経過していること      ②解熱後2日が経過していること

発症とは発熱の症状が現れたことを指す。日数の数え方は発熱が始まった日は含まず、翌日からを発症第1日目と考える。



この場合、発症後6日目に登校できる。

この場合、解熱して2日経過しても、発症後5日が経過していない為、すぐには登校できない。発症後6日目に登校できる。

この場合、発症後5日が経過していても、解熱後2日が経過していない為、すぐには登校できない。発症後7日目に登校できる。

## 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間のめやす

発症後、登校可能になるには次の2つの条件を両方、満たさないとならない。

- ①発症後5日が経過していること      ②症状が軽快した後、1日が経過していること

日数の数え方は症状が出現した日は含まず、翌日からを発症第1日目と考える。

	発症日	発症後5日間（出席停止期間）					発症後5日を経過	
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に軽快した場合	発熱	軽快 1日目	軽快	軽快	軽快	軽快	OK	登校可能
発症後2日目に軽快した場合	発熱	発熱	軽快 1日目	軽快	軽快	軽快	OK	
発症後3日目に軽快した場合	発熱	発熱	発熱	軽快 1日目	軽快	軽快	OK	
発症後4日目に軽快した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	軽快 1日目	軽快	OK	
発症後5日目に軽快した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	軽快 1日目	OK	

- \* 無症状で検査結果が陽性だった場合は、陽性とわかった日を0日目とします。
- \* 症状の軽快とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、症状（咳、のどの痛み、食欲不振、だるさ等）が改善傾向にあることを指します。
- \* 発症から10日を経過するまではマスクの着用をお願いします。